

平成29年 組合員の皆様へ



根尾川筋漁業協同組合

岐阜県本巣市山口897番地
TEL (0581) 34-2251 (事務所)
FAX (0581) 34-2021 (事務所)
www.neogawa.org

◆ 漁業権行使規則等法規抜粋

- ① 組合員は許可以外の漁法で水産動物を採捕することは出来ない。
- ② 許可証(組合員証)は常に腕又は腰に表示しなければならない。
不携帯の人は其の日の日券を購入しなければならない。
- ③ 許可証(組合員証)を万一紛失された場合は、1,000円の再交付料が必要となりますので、格別のご注意をお願いします。
- ④ 規則違反者は違約金又は過怠金を行使規則、第12条により徴収する。
- ⑤ 同時に2つ以上の違反した場合はそれぞれ過怠金又は違約金を加算するものとする。
- ⑥ 漁業権行使規則第12条により当該漁業権を停止させることもある。
- ⑦ 特に悪質者と認められた場合は当組合定款第15条により除名することもある。
- ⑧ 違反に使用した漁具漁獲物は没収することもある。
- ⑨ 県の漁業調整規則違反については取締当局へ告発することが出来る。
- ⑩ 軽微の違反行為には違約金、過怠金の徴収を始末書又は誓約書に替える事が出来るものとする。

● 禁止期間

水産動物	禁止期間
あまご・いわな・しらめ漁	10月1日～翌年1月31日迄 ※但し、能郷堰堤及び上大須折越林道入口越田土橋以北より上流は、10月1日～4月14日まで禁漁
鮎 漁	組合が定めて公表する解禁日以前

● 全長の制限 (制限以下の水産動物を採捕した場合は速やかに放流して下さい)

水産動物	全長制限
ふ な	体長 6cm以下
う ぐ い	体長 10cm以下
いわな・あまご(しらめ)・やまめ	体長 15cm以下
鯉	体長 20cm以下
う な ぎ	体長 30cm以下

● 漁具・漁法の制限及び禁止

- ① 水中に電流を通じてする漁法
- ② 瀬干し(川干し・瀬替えを含む)
- ③ ガラスびん・おけぶせ(これに類似する物を含む) ※ペットボトルなど
- ④ 水中銃
- ⑤ いかりかけ・もり・ひし・やす 1月1日～8月15日迄禁止
- ⑥ 濁りすくい(漁具はさてに限る) 6月1日～7月31日迄禁止
- ⑦ ガリ 金原ダムより上流 8月31日迄禁止
金原ダムより下流 9月30日迄禁止
(但し、組合が定めて公示する日まで友釣専用区内禁止)

● 禁止事項

- ① 毒物(薬品・毒草)の使用
- ② 重機を使用したの漁法
- ③ アクアラングで空気使用の場合
- ④ かんてら・ガス灯・懐中電灯以外の灯の使用禁止(油類・タイヤ・液化ガス等)
- ⑤ タイヤチューブ・ボート其の他の乗物は舟とみなし、舟鑑札所持者はその限りでない。
- ⑥ ヤスにゴムをかけたもの
- ⑦ ドンコ・ピンカの卵の採捕は禁止
- ⑧ ガリ漁のルールは禁止

● 制限事項

1. 舟の乗員は先ず組合員であって舟網の鑑札を受けているもの1名を含め乗員は5名までとする。同乗者4名については組合員であること、但し網以上の賦課金納入者でなければならない。
2. 竿での漁法の制限
 - ① 蚊釣の針数の制限 3本までとする(蚊釣以外の針は、ガリとみなす)
 - ② 友釣の仕掛けの段数の制限 2段迄とする
 - ③ 鮎のエ釣、籠釣 8月15日迄禁止
 - ④ ヤナのヒマエの禁漁区については現地のそれぞれの実状から規程にはめ難いので相互の良識によること
 - ⑤ 竿の使用は1人1本と限定する
 - ⑥ ガリ漁法でのワイヤ製糸の使用禁止

ルアー&フライ専用区

区 域	期 限
① 藪川橋上流端より上流高屋西堰堤まで	4月30日まで

(但し、4/1～各堰堤禁漁区に注意)

釣専用区 (友釣手針を含む)

区 域	期 限
② 大野橋上流端から上流山口用水堰堤下流端から下流270mまで	5月11日～ 6月第2土曜日まで
③ 山口妙連水量計上流端から赤石堰堤下流端まで	9月20日まで
④ 管瀬川合流点から上流木知原鉄橋下まで	10月15日まで
⑤ 神坂ポンプ小屋から岐礼ポンプ小屋(送電線禁漁区除く)まで	9月20日まで
⑥ 水鳥谷口から開運橋まで	9月20日まで
⑦ 桜橋から神所橋までと市場橋まで	9月20日まで



3. まず網漁法の制限
まず網漁法使用に際して、その周辺に釣り人ありたる場合は妨害等の行為は禁止する。特に悪質者と認められた場合は漁業権を停止することもある。
4. 友釣、鮎網にかかわらず、本人以外の場所取りは禁止する。
(目印・網張等、場所取りを目的とする)
5. 特殊漁法の場合、組合が発行したプレートは必ず提示し、紛失した場合は、自費とする。
6. 巻網漁法以外の漁法で、網で寄せる行為は禁止。

◆ お願い

最近、友釣の仕掛け針及び、ガリ釣針の放置並びに竿振りに依る人身事故多発の恐れがあり、使用に際しては充分注意して下さい。又、万一事故が発生しても当組合は一切責任を負いませんのでご注意下さい。自分以外の方にも安全に気を付けて、楽しい釣りを心がけましょう。